

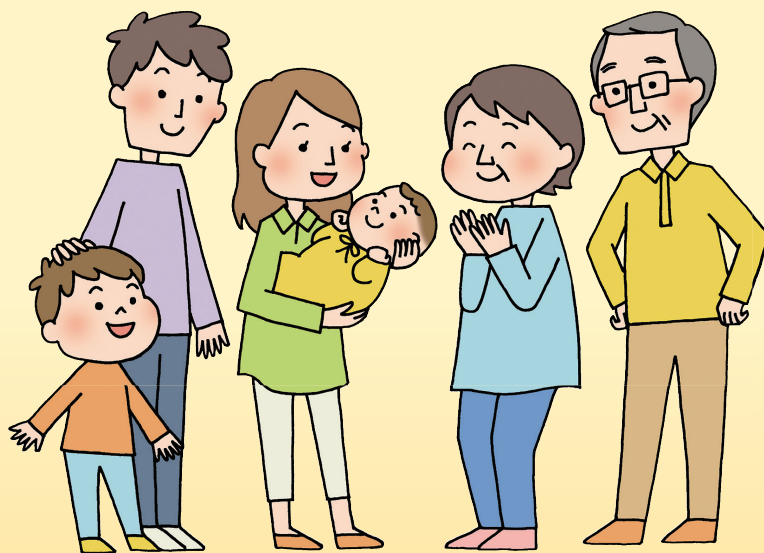
第2期 柴田町 子どもの未来応援プラン

子どもの貧困対策整備計画

【令和5年度～令和9年度】

概要版

～みんなで育てよう きらりと光るしばたの子～



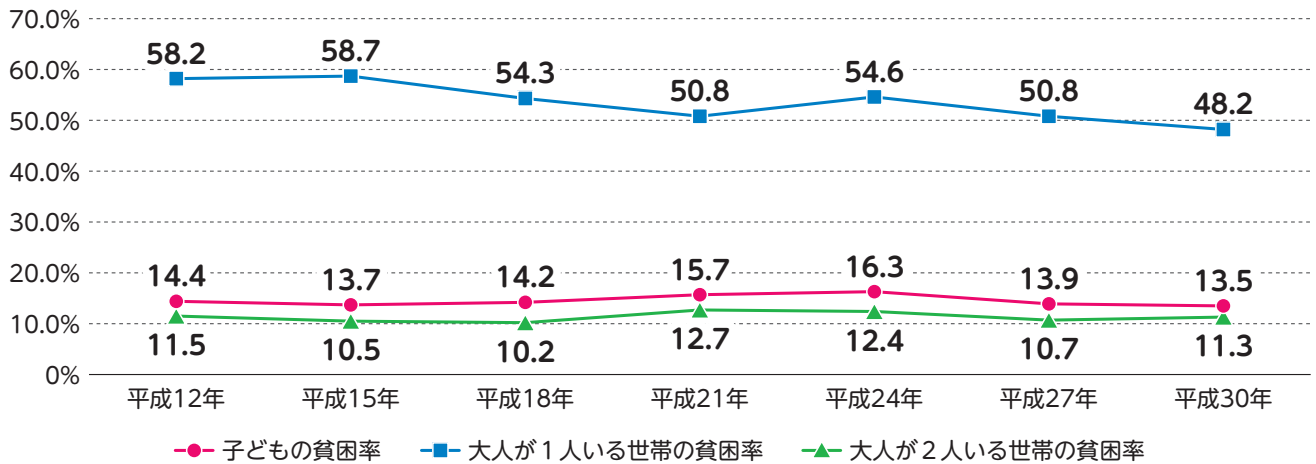
令和5年3月

柴田町

子どもの貧困対策とは？

平成30年の国民生活基礎調査では、子どもの約7人に1人が相対的貧困の状態にあるとされています。「子どもの貧困」は子育て・教育・福祉・健康・就労などの課題が複合的に絡み合っている場合が多く、複数の関係機関と分野横断的に連携しながら取り組みを進めることが重要となっています。

◆子どもの貧困率※の推移



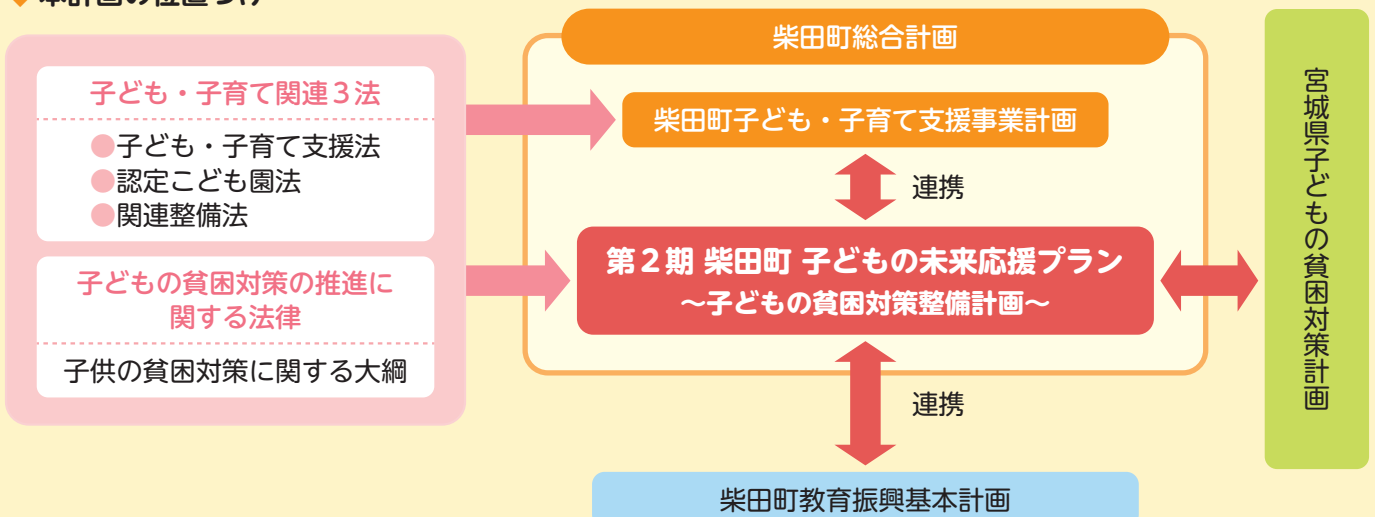
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※子ども全体に占める等価可処分所得（世帯の年間可処分所得（いわゆる手取り収入）を世帯人員で調整したもの）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない子どもの割合

「第2期 柴田町 子どもの未来応援プラン」とは？

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条の地方公共団体の責務を具体化するとともに、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえるものです。また、「柴田町総合計画」を上位計画とし、「柴田町子ども・子育て支援事業計画」等の関連する計画との整合性を図ります。

◆本計画の位置づけ



調査等からみえてきた町の状況は？

統計データや第1期計画の評価検証に加え、児童・生徒、保護者、子育て支援に関わる関係機関等へのアンケート調査を行い、本町の子どもを取り巻く現状と課題を5つの視点でまとめました。

(1) 子どもの教育支援に関すること

- 子どもの発育や学校生活等に関わる相談が増えている
- 「学校や勉強のこと」で悩みを抱えている子どもが多い
- 生活に困難を抱える子どもの中では、学校の勉強について「あまりわからない」と感じているものの、「塾や習い事をしていない」子どもも多い

子ども自身が希望する進路を選択できるよう、今後も保護者・学校・地域等において相談支援や学習支援を継続的に行っていくことが重要

(2) 子育て家庭への生活支援に関すること

- 生活保護受給者数は減少傾向にあるものの、就学援助や児童扶養手当の受給者は増加もしくはほぼ横ばい
- 生活に困難を抱えている家庭では欠食や生活習慣の乱れのほか、ヤングケアラーの問題や親子でのコミュニケーション不足等様々な課題が挙げられている
- 悩みの相談先がわからない人も多い

健診やサロン等において妊娠期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域においても様々な機会を通して子どもたちの不安や悩みを聞く機会が重要

(3) 保護者の就労支援に関すること

- 生活に困難を抱えている家庭では、父親と母親ともに「正社員・正規職員」が最も多いものの、非生活困難層と比べると少ない
- 親の就労状況が改善されないケースも挙げられている

継続的に就労支援や資格取得支援を行っていくとともに、就労希望者が働きやすい環境づくりも重要

(4) 子育て家庭への経済的支援に関すること

- 生活に困難を抱えている家庭では、現在の暮らし向きについて「やや苦しい」や「大変苦しい」と感じている
- 「家族が必要な衣料や食料を買えなかったことがある」家庭が非生活困難層と比べて多い
- 子育てをする上での悩みや必要な支援では、子どもの教育費の軽減が求められている

家庭の生活状況に応じた経済的支援により、子育て家庭の生活基盤を支えることが重要

(5) 関係機関の連携体制に関すること

- 生活に困難を抱えている家庭では、保護者と児童・生徒ともに不安や悩みの相談先がわからないと感じている
- 地域や周囲の人とのつながりも希薄化している傾向にある
- 支援をする側においては、個人情報の観点から家庭事情に踏み込むことができず、行政や学校等関係機関との情報共有が求められている

地域の様々な主体が密に連携を図ることにより、生活に困難をかかえている世帯を早期に把握し、必要な支援へとつなげていくことが重要

この計画で目指すものは？

子どもの貧困対策は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の将来に希望が持てる地域社会の実現を目指すものです。そのため第1期計画では、基本理念を「柴田町子ども・子育て支援事業計画」と同じく、「みんなで育てよう きらりと光るしばたの子」としました。

この基本理念には、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかにたくましく生活していけるよう、家庭・学校・地域・職域その他の全ての関係者の連携・協働による総合的な取り組みに力を尽くす決意を表しています。

本計画においても様々な社会情勢の変化等も踏まえながら、子どもたちの意思が尊重され、夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現に向け、第1期計画の基本理念を継承します。

◆施策体系



子どもの貧困対策に関するまちの取り組み

施策1 子どもの教育・学習支援

子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないよう、子どもたちの可能性を最大限に広げ、各々の夢に向かって挑戦ができるような教育基盤の充実を図ります。さらに、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけ、関係機関の連携による支援や子どもたちを取り巻く様々な課題の早期発見・支援へとつなげる体制の強化に取り組みます。

(1) 就学前教育・保育の充実

事業

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 幼児教育・保育の無償化 | ② 通常保育事業 |
| ③ 幼児教育の充実 | ④ 保育体制の充実 |
| ⑤ 児童発達支援事業 | ⑥ 私立幼稚園運営等への助成 |

(2) 学校をプラットフォームとした支援体制の強化

事業

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ① 確かな学力の育成 | ② 基礎学力の向上 |
| ③ 指導改善による学力向上の推進 | ④ 特別支援教育の充実 |
| ⑤ 子どもとふれあい、共に遊ぶ体験事業の推進 | ⑥ 心をはぐくむ教育活動の推進 |
| ⑦ 自然体験学習事業の推進 | ⑧ 学校を窓口とした相談支援の充実 |

(3) 地域における学習支援と教育環境の整備

事業

- | | |
|------------------|------------------------|
| ① 協働教育推進事業の推進 | ② 自主学習支援事業「放課後学習室」等の推進 |
| ③ 未来先生等の推進 | ④ 子どもの学習支援事業の推進 |
| ⑤ 地域住民の学校支援活動の推進 | ⑥ 安全・安心な教育環境の整備 |
| ⑦ 防犯対策推進事業の推進 | |



施策2 子育て家庭への生活支援

子どもやその保護者が社会的孤立や困難な状況に置かれることのないよう、保護者の妊娠期からの切れ目ない支援体制の強化及び包括的な相談支援体制の充実を図ります。

さらに、生活に困難を抱える世帯に対する生活の安定に資する支援や子どもの健全な育成に対する支援・居場所づくり等の取り組みを推進します。

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

事業	
① 子育て世代包括支援センター事業の推進	② 母子健康手帳・父子健康手帳の交付
③ 妊婦歯科健康診査の推進	④ 妊産婦健康診査の推進
⑤ 新生児聴覚検査事業の推進	⑥ 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業の推進
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業の推進	⑧ 乳児健康診査の推進（2か月児・8か月児）
⑨ 4か月児・1歳お誕生相談・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査の推進	⑩ 2歳児歯科健康診査の推進
⑪ にこにこマンマ離乳食（教室）の開催	⑫ 子どものための予防接種の推進

(2) 子どもへの生活支援の充実

事業	
① 子ども食堂開設運営費補助事業の推進	② 食育推進計画の推進
③ 学校給食による食育の推進	④ 児童館の運営
⑤ 不登校対策自立支援事業の実施	⑥ 柴田町子どもフェスティバル

(3) 保護者への生活支援の充実

事業	
① 保護者の学ぶ場の充実	② 母と子の遊びの教室の開催
③ 育児ヘルプサービス支援事業の推進	④ 養育支援訪問事業の推進
⑤ 子育て支援センターの相談体制等の充実	⑥ 子育て支援ネットワーク事業の推進
⑦ 地域における出前講座や健康相談の開催	⑧ 乳幼児相談の充実
⑨ 児童家庭相談員による相談支援の充実	⑩ 子育て支援活動
⑪ 地域子育て支援拠点事業	⑫ 子ども家庭総合支援拠点事業
⑬ 国際化への対応	



施策3 保護者等への就労支援

生活に困難を抱える家庭の安定的な経済基盤の形成に向け、保護者の状況に合ったきめ細かかつ継続的な就労支援を進め、所得の増大と職業生活の安定・向上を図ります。また、収入面のみならず、保護者が家族とゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努めます。

(1) 保護者等の就労及び資格取得支援の充実

事業

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 就労の支援 | ② 職場に必要な知識、技術取得の促進 |
| ③ 若年層の就業支援の充実 | ④ 家庭生活や育児への男性の参画の推進 |
| ⑤ 男女共同参画社会の推進 | |

(2) 就労に向けた支援体制の整備

事業

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ① 地域型保育事業の推進 | ② ゆとりの育児支援事業の推進 |
| ③ ファミリー・サポート・センター事業の推進 | ④ 延長保育 |
| ⑤ 放課後児童クラブ事業の推進 | ⑥ ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進 |
| ⑦ 放課後等デイサービス | |

施策4 子育て家庭への経済的支援

家庭の生活状況に応じた経済的支援を提供し、各家庭の日常生活の安定から自立までの支援に取り組みます。また、庁内で保有する情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯の把握に努めます。

(1) 各種手当・助成等の支援

事業

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 児童手当の支給 | ② 児童扶養手当の支給 |
| ③ 特別児童扶養手当の支給 | ④ 母子・父子家庭への医療費助成の推進 |
| ⑤ 子ども医療費助成事業の推進 | |

(2) 教育費等の負担軽減

事業

- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| ① 就学援助制度の推進 | ② 小学校入学用品費等助成事業の推進 |
| ③ 奨学金の貸し付け（柴田町育英会事業） | ④ 高等学校等育英奨学資金の貸し付け（宮城県教育委員会の制度） |
| ⑤ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸し付け | |

施策5 子育て家庭の支援体制の強化

町内の各種会議や団体間のつながり等を活かして、生活に困難を抱える家庭を早期に発見し、必要な支援が行えるよう、行政、学校、関係団体・機関の情報共有・連携強化に取り組みます。

さらに、必要な支援を必要な家庭に届けられるよう、各種支援制度の周知徹底を図ります。

(1) 関係機関との連携強化

事業	
① コーディネーターの設置による関係機関等との連携強化の推進	② 要保護児童等の支援 (要保護児童対策地域協議会)
③ 民生委員・児童委員・主任児童委員による支援	④ 青少年のための柴田町民会議／青少年健全育成事業の推進
⑤ 地域コミュニティ活動の推進	⑥ 学校運営協議会、学校支援ボランティアの活用

(2) 情報発信の強化

事業	
① 広報媒体を活用した情報提供の充実	② 子育て支援アプリ

計画を進めるために

この計画は、福祉、教育、保健、医療等の様々な分野の関わりが必要となるため、庁内の関係各課をはじめ、関係機関等との横断的な連携を図り、本計画を推進します。

また、計画の進捗管理においては、PDCAサイクルを活用し、「柴田町子ども・子育て会議」における意見を踏まえるとともに、庁内においても、計画の推進に関わる事業の点検・評価・改善等を行います。



第2期 柴田町 子どもの未来応援プラン ～子どもの貧困対策整備計画～ 概要版

発行：柴田町 子ども家庭課／令和5年3月
〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号
TEL：0224-55-2115 / FAX：0224-55-4172